

当社は 公益財団法人 建設業福祉共済団 の
建設労災補償共済保険（法定外労災補償制度）契約に加入しています。

【契約の仕組み】

建設業等に従事する労働者が業務上又は通勤途上の事故により死亡、重度の身体障害を残した場合、又は傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして一定額の保険金を給付するものです。

【契約の主な内容】

- ・ 保険契約者（当社）が施工する建設工事現場に就労する当社の労働者はもちろんのこと、下請の労働者も補償しています。
- ・ 保険金の支払事由は、契約期間中に発生した労災保険法にいう業務上又は通勤途上の事故に起因して被保険者（労働者）が死亡、障害1～7級、傷病1～3級に該当する場合です。
- ・ 保険金は被災者補償保険金と諸費用補償保険金の二つに分かれていて、両保険金とも保険契約者の請求に基づいて保険契約者に支払われます。

『被災者補償保険金』

被災した被保険者またはその遺族への補償を目的とした保険金です。

保険契約者（当社）は、受け取った被災者補償保険金を被保険者等に支払います。

『諸費用補償保険金』

労働災害に起因して発生した企業の諸費用の補償を目的とした保険金です。

- ・ 当社が契約した保険金区分は下表のとおりです。

保険金の種類	保険金区分合計	_____万円
	(被災者補償保険金)	(_____万円)
	(諸費用補償保険金)	(_____万円)
死亡保険金		_____万円
障害保険金 【障害 1, 2, 3 級】		(_____万円)
傷病保険金 【傷病 1, 2, 3 級】		(_____万円)
障害保険金 【障害 4, 5 級】		_____万円
		(_____万円)
		(_____万円)
障害保険金 【障害 6, 7 級】		_____万円
		(_____万円)
		(_____万円)

従業員等の皆様からの特段の申し出が無い場合は、契約内容をご理解いただいたものとしします。

連絡先(保険契約者)

契約の引受先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 1-2-8 (虎ノ門琴平タワー11 階)

公益財団法人 建設業福祉共済団

URL : <http://www.kyousaidan.or.jp>